

全国市議会議長会

会長 岡下 勝彦 様

要 望 書

茨城県市議会議長会

茨城県市議会議長会は、平成27年10月27日の定例会において、「地方議会議員の報酬・年金制度等の見直しを求める要望決議」を別紙のとおり決議いたしましたので、趣旨を御理解のうえ、その実現方について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年2月8日

茨城県市議会議長会 会長 村田 進洋

地方議会議員の報酬・年金制度等の見直しを求める要望決議

平成12年の地方分権一括法の施行以来、本格的な地方分権時代を迎えた中、第5次一括法が平成27年6月19日に成立し、二元代表制のもとで、地方議会が住民の代表機関として政策形成機能や監視機能を十分発揮するためには、これまで以上に議員活動を積極的に展開していくことが求められ、地方自治法上も、本会議における公聴会の開催・参考人の招致、通年議会制度の選択等議会の活性化に資する改正が行われている。また、現在、地方創生に向け、国、地方が一体となった取り組みが進みつつある中、地方がみずから地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組む必要があり、地域住民の声を地方行政に反映させる地方議会議員の果たす役割は極めて大きい。

このような中であって、先に実施された統一地方選挙においては、都道府県議会議員選挙、市議会議員選挙及び町村議会議員選挙の候補者数がいずれも過去最低を記録し、定数割れや無投票当選の事例も多く見られるなど、地方議会はその存立を揺るがす深刻な事態に直面していると言わざるを得ない。その要因の一つとして、地方議会の果たす役割がこれまで以上に求められ、地方議会議員の活動領域が拡大し、「専業化」しつつあるのが実態であるにもかかわらず、それに見合った議員報酬が担保されていないといったことが考えられる。

また、地方議員共済年金制度は、平成の大合併により急激に財政が悪化したことにより平成23年6月に廃止され、廃止法案審議に際し、衆参両院総務委員会では、年金制度廃止後、概ね1年程度を目途として、新たな年金制度の検討を行うよう附帯決議を付したところであるが、いまだその実現には至っていない。もとより地方議会議員には退職金制度もないことから、このままでは事実上、時間的、経済的に余裕のある一部の住民のみに議員のなり手を狭めることにもなりかねない。

よって、全国市議会議長会においては、二元代表制のもと、地方議会の果たす役割がこれまで以上に求められている現状に鑑み、地域住民の声を地方行政に的確に反映させるためには、性別や年齢を問わず多様な層によって議会が構成される必要があると思料されることから、下記事項について実現に向けた取り組みを一層推進されるよう強く要望する。

記

- 1 現在は単なる役務の提供に対する対価として地方自治法第203条に規定する「議員報酬」を、広範な議員の諸活動に見合う「地方歳費（仮称）」に改めること。
- 2 新たな地方議会議員年金制度を早期に確立するとともに、退職金制度についても具体的な検討を進めること。

上記決議する。

平成27年10月27日

茨城県市議会議長会